

令和5年度 第3回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 会議録

日時：令和6年3月12日（水）14時30分～16時00分

場所：葛飾区役所 新館 7階会議室

出席：藤井委員、菅野委員、根本委員、那須委員、三木委員、恩田委員、細谷委員、西門委員、瀬尾委員、久野委員、浅川委員、梅沢委員、菊池委員、天野委員、杉田委員、荻原委員、千葉委員、山口委員、中村委員、吉本委員、坂井委員、橋口委員、情野委員、長南委員、新井委員、鈴木委員、吉田委員、今井委員、中島委員、佐々木委員

(Web参加：住谷委員、林委員、岩下委員、五十嵐委員)

(欠席：日比野委員、櫻井委員、島田委員、相川委員、石戸委員、染谷委員（松本氏代理出席）、正能委員（重松氏代理 Web 出席）、山下委員（原氏代理出席）、島ノ江委員、渡辺委員（三船氏代理出席）、福本委員、多田委員、榎本委員、山中委員、小池委員、徳差委員、福井委員（高野氏代理出席）、武山委員（黒木氏代理 Web 出席）、長谷川委員、泉山委員

事務局：調整課 石合課長、小林係長、川島主査、鈴木係長

セントラルコンサルタント株式会社 山口、吉川、鷺尾、岡田

傍聴：2名

議事：

1. 開会

会長：ただいまより第3回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会を開催させていただきます。皆様方、今日もまた雨で非常に足元悪い中ですが、予定は2時間という形で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それではですね、これからは会議進めるに当たりまして、まずは事務局より連絡事項ございましたらお願いしたいと思います。

事務局：はい。今日は雨の中どうもありがとうございます。

初めにですね、事前に郵送させていただいております会議資料の確認をさせていただきます。お手元の次第に記載の通り、まず「次第」、「委員名簿・席次表」、「資料1 令和5年度 第2回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 議事要旨」、「資料2 令和5年度 第3回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 資料」、「資料3 令和5年度 第2回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 会議録」、そして最後に事務局からの事務連絡でございます。

そしてですね対象となる方のみに、「別紙 令和6年度 まち歩き調査 参加連絡票」を配布してございます。不足のある場合にはお申し出ください。

よろしいでしょうか。本日は16時半までの予定としてございます。時間に限りがございますので協力お願い申し上げます。休憩の時間はあえて設けておりませんので、お手洗いなどは会議の途中でも構いませんので適宜退出していただいておりますようお願い申し上げます。

また会議の記録を作成する関係上、録音と写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承

ただけますようお願い申し上げます。

またオンライン併用による会議の開催にあたりまして、注意事項を申し上げます。会場にお越しただいている委員は、オンラインでの出席委員にも聞こえますよう、ゆっくりはっきりと発言をお願いいたします。

オンラインでご出席の委員の皆様は、発言する時以外はマイクをミュートとして、発言するときのみ手を挙げるボタンを押していただき、カメラに向かって実際に手を挙げていただいた上で、ミュートを解除してご発言をお願い申し上げます。

続きましてこの度、人事異動に伴いまして、初めてご出席いただいております方が3名様いらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。初めに委員名簿の31番、国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所より1名ご参加いただいております。

A委員：よろしくをお願いいたします。

事務局：続きまして、委員名簿の36番、警視庁亀有警察署より1名ご参加いただいております。

B委員：よろしくをお願いいたします。

事務局：最後に委員名簿の37番、警視庁葛飾警察署より1名ご参加いただいております。本日は代理出席いただいております。

C委員代理：代理で出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：はい、ありがとうございます。ただいまの3名の委員様につきましては事務手続き上の関係から改めて新年度の開催に合わせまして、委任状を用意させていただきますのでよろしくお願いいたしますを申し上げます。

最後に本日傍聴者が2名いらっしゃってございます。報告は以上でございます。

会長：はい、どうもありがとうございました。

3名の委員の方が加わったということでございます。本日の会議におかれましてもお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまご説明ございました傍聴者のご希望の方が2名いらっしゃるということでございます。傍聴要領第2条により公開をすることになっておりますので、入場していただきたいと思いますが、皆様方、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは傍聴者の入場をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

それでは傍聴者の方をお願いでございます。傍聴に当たっての注意事項、こちらお手元にあったと思

いますが、こちら遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 策定協議会及びまち歩き調査の振り返り

(2) 第1回区民検討部会の報告

会長：それでは早速でございますが、次第に沿って進めてまいりたいと思います。次第の2. 議題の一番目でございます(1)策定協議会及びまち歩き調査の振り返りと(2)第1回区民検討部会の報告につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 資料1を説明)

会長：どうもありがとうございました。

ただいま事務局よりご説明ございました通り、策定協議会、まち歩き調査、それから直近の区民検討部会で出たご意見という形で、これまでの振り返りということでの整理を、ハードとソフト、この大きな二つの枠組みの中で、もちろん課題を中心に、また良いことは繋げられるようにということで、そういった思いで整理をしていただいたところかと思えます。

これから具体的な検討事項に入ってまいります。これまでの経緯、施設の説明の中で何かご質問やご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょう。こういった点が少し抜けるかなとか、あるいはもう少し強調しておいてほしいなといったご意見でも結構でございますが、いかがでございましょうか。

はい、お手が挙がりました。

D委員：まち歩きについて私も参加いたしました。その際に気がつかなかったんですけども、最近になって情報が入って、あ、いいなって思うことが1件ありました。

エレベーターについてなんですが、もし災害・地震が起きたときに、止まった場合聞こえる方の場合はボタンを押して電話で通話ができる。ですけれども聞こえない私達は、ボタンを押しても通話できません。京都にある施設のお話なんですけれども、施設のエレベーターの中にある耳マークのボタンを長く押し、担当の人が来るというのがあるそうなんです。こちらの資料があるんですけど、ボタンのところに耳マークがついているという情報がありまして、まち歩きのときには気がつかなかったんですけども、こういったものをぜひ含めていただきたいということで本日意見させていただきました。追加になりますけれどもよろしくお願いいたします。

会長：はい、どうもありがとうございます。こういう新たな情報というのは非常に大事でございますので、いろいろな関係者の中で、またご指摘等ございましたらお伝えいただければと思います。その都度事務局の方に上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局よろしゅうございますね。

その他いかがでございましょうか。

それではですね、これまでの振り返りといったところは、以上にさせていただきます。早速議題の

方進めてまいりたいと思います。

(3) 促進方針におけるバリアフリー化の取組

会長：それでは議題の(3)促進方針におけるバリアフリー化の取組に移らせていただきたいと思えます。具体的にこれまでの振り返りの中でソフトとハードという側面でございます。本日メインとなる議題でございますので事務局よりご説明をいただいた後、また皆様方から貴重なご意見をいただければと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局よろしく願いいたします。

(事務局 資料2を説明)

会長：はい、どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいたところ、7ページが一つの核になっているというご説明でもございました。これまでの課題といったものを積み上げていく中で、大きく施設設置・管理の考え方といったところ、区民全ての人々が取り組む考え方と、大きく2つの柱を持って考えていると。そういった中で、そういう通常バリアフリーの中で、ハード系を推進していくといったような管理主体が非常に大きくなるわけですが、やはりそういった中でも、やはりどう繋いでいくかといった側面を、施設設置・管理の中でも繋いでいかななくちゃいけない。

また、区民全てといったキーワードの中では、バリアフリーは当事者間の問題ではないよと、やはり区民全体の中で培うそういった全体像の考え方をしっかり取り組んでいくんだと。そういった意味での大きなコンセプトに基づいた相互理解の中で、各施設といったものに向き合って取り組んでいきましょう。

そうした中で、8ページのところでは、鉄道とかバスとか個別の計画の中で、ハードとソフトの具体的な方向性といったものを打ち出していくという、そういった場面になってるのかなというふうに思えます。そういった中で漏れがあるのか、あるいはこういった考え方、もうちょっと一歩進んで欲しいよねとか、何か当事者の皆様方あるいは管理者の視点からでも、こういった難しさがあるんですよ。そういった中では、この方向性の中にもう一つ関連性を強化するような方向性を示してほしいとかいろんな視点があっても結構だと思います。

これから少しお時間を取らせていただきますので、ぜひ皆様方、関連する内容等につきまして、お気づきの点がございましたら、ご意見・ご質問等いただければと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

いかがでございませうか。どのような観点からでも結構でございます。お手が挙がりました。マイクの方をご用意していただいてよろしゅうございませうか。

E委員：7ページに自転車安全利用講習会とか8ページにも自転車の運転マナーの普及というようなことで、あとヘルプカードとかヘルプマークとか、その関連でちょっと思うんですが、パーキンソンの場合、人によっては階段の上り下り歩行はそんなに抵抗はないんだけど、平坦になると意外と歩けなくなっちゃうという方もいます。一般的にパーキンソンの人は自転車ではスムーズに移動出来るけど、歩

きだとかなり負担になってしまいます。最近道路の端に自転車マークの表示が見かけられますが、結構そこにはバスが通ったり、トラックが通ったりで、結構怖い場所も結構あるんですよね。何も書いてないところはあるんですが、今後どうするのかわかんないけども、もし自転車でそこを通行するとき、怖いと判断したら歩道を通行しても構わないよというような、ヘルプカード、ヘルプマークじゃないですけども、自転車にそういう表示を貼り付けることによって、車道の自転車マークのところではなく歩道の通行を可として欲しい。この様な表示シール貼付けを提案したいです。実際に車道に自転車マークの表示があって、自転車が歩道を通行した場合、歩道を歩く人からの自転車走行への苦情も予想されるからです。ぜひそこら辺を何とかそういう場合にそういうマークを例えばつければ、配慮ができる形が何か取れないのかなって思ったんで。その点の配慮も考えて欲しいと思います。

会長：はい、どうもありがとうございました。

自転車の通行帯、いろんな自治体でもやはり問題視されているところがございます。葛飾区さんは平坦な地形というところで、ある意味自転車が利用しやすいといったね、自治体の特徴がある中でということで、今のお話は矢羽根の話かなというふうにお伺いしましたが、あるいは自転車通行帯という形でレーンを想定している場合、いろいろあるんですが、こちら事務局として、まず自転車の走行といったものに関しまして、今の御指摘の中で何か事務局としてのお考えがあればお伺いしたいなと思いますが、いかがでございましょうか。

F 委員：今委員のお話があった中で自転車については原則車道の左側を通るといような原則にのっっているというところで、自転車の走るところを明示するために矢羽根であったりとか、色をつけたりそういったものを工夫しているところがございます。一方で、お話があったように、危ない思いをするようなときに、歩道を通るといところで、その辺りについては、原則の中でもきちっと整理をされてございまして、例えばそういったナビマーク等があるところにつきましてもですね、例えば、歩道を通行して可能だっという標識、規制がある場合であったり、また 13 歳未満の方、また 70 歳以上の方、またはお身体が不自由な方、また更にですね安全のために歩道通行やむを得ない場合、そういった場合は歩道を通行することは、良しとされているところがございます。ただやはり歩道は歩行者優先というよう原則がございしますので、歩行者に危なくないように、自転車通行していただくということとともにですね、やはり譲り合いながら安全に皆さんで通行できれば、そういった思いで整備をさせていただきます。

会長：はい今ね、ご説明いただいた通りなんですけど、ただ実際にそれが周知されていないんですね。やはり区民の方でも、ここは歩行者用の道路で歩道であるという認識があって、そういった障害があるとか、あるいは不安を持って方たちが自転車でやはり通行しようとしたときに、なんで自転車通るのっていうふうになってしまうと。そういった面ではやはりこの通行に対しても、区民の方にも知っていただくといったような通行の仕方、あるいはどういう形でより安全に守る、移動そのものを担っていくのかとその辺のところをぜひ障害理解といったところとはちょっとまた法令の理解とか、それから自転車の場合にはこれ警察さんとも絡んでくるんですが、道路の歩道の幅とか、そういった設置条件によりまして、自転車の通行が阻害されるような側面もやはりいろんな形で出てきますので、それが区民の方に

わかりやすい情報の提供の仕方をぜひ事務局の中でも検討していただけるとありがたいなと思いますね。

その他いかがでございましょうか。はい、お手が挙がりました。

D委員：質問があります。先ほど道幅の関係があるというお話がありましたけれども、いろいろ見ているととても広い道があつてそこを自転車も通りますが、とても狭い道でもやっぱり自転車専用がありますよね。とても道が狭くても自転車専用があつたり無い場所もあります。その基準っていうのは何か決まりがあるんでしょうか。

会長：はい、ご質問が出ましたが、また一つよろしゅうございましょうか。道路管理という側面でございますが。

F委員：今のご質問であの道路の幅にその種別でどういった整理をしているかということでございますけれども、基本的にはあまりその道路の幅に関わらず、先ほどご説明した通りで、基本的に、自転車は車道の左側を通るといふようなことで、法令規則の運用の強化がなされたことによって、設置をしているところでございます。

ただやはりですね、自転車のマーク等については、幅がある程度ございますので、設置する箇所についてはですね、警察と調整確認をしながら施工している、そういった状況でございます。

会長：道路整備の場合、現道と言いますかね、現在通っている道、これがあるところは、なかなか運用が難しいんですね。実際には、新設をすとか新しく作るとか、拡幅をすとか、そういった工事が入る場合には、道路構造令というところで、歩道幅員 2.0m は確保してくださいねとか、そういったルールがあるんですが、改良しない限りその現道がそのまま残ってしまうということで、残ったところでの使い方を考えるとといったところで、ナビマークをつけるなり、あるいは通行の優先順位っていうわけではないんですが、安全に守るための配慮をしていきたいと思いますという形で、そのそれぞれのルートのところで、運用の考え方を変えていく。それが現実のところなので、なかなか生活者としては、全部が統一したルールとして動いてないというところで戸惑うというのがどうしても出てきてしまう。そういった状況かなと思いますね。区道の中で、拡幅工事を含めた整備ができるところはきちんとした通行帯が確保されてくるということですので、それが整備率として、どのパーセンテージまでいってるかとかですね、その全体像の計画の中の位置づけみたいなことを、今後は確認していかないといけないかなというふうに思いますね。よろしゅうございましょうか。はい。

その他いかがでございましょうか。はい、お手が挙がりました。マイクの方お願いいたします。

G委員：今、歩道の問題が出てたんで、私もちょっとわからないのが横断歩道は歩道ですよ。自転車に乗ったまま通っていいのか、降りなくてはいけないのか。それと横断歩道の手前で自転車に乗ったまま待っている人の場合、これは歩行者と捉えるのかとか、そういう問題についてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

会長：安全教育絡みのところになってくるかなということがありますが、事務局は対応可能ですか。警察さんの方がよろしいのかな。いかがでございましょう。

交通安全協会とかそちらのような話になってくるかと思いますが、横断歩道なんですけど通行帯ということで、これまた交差点のところですね、自転車通行帯があるところもあるので、なかなかその辺が難しいところではありますね。ただ、歩道を通行するときに、歩行者専用の歩道になっている場合は、自転車は押して歩かなければいけないですね。ただし、歩行者自転車可の場合には、歩行者に安全に配慮しながら走っていいよっていうところなので、道路によって全部異なるんですね。ですので、皆様方まち歩いたときに、標識どうなってるのかっていちいち見て、そこは乗っていいのか悪いのかっていうことを考えながら通行しなければいけないんですが、それをしてる人は誰もいないっていうのが現実かなといったところかと思います。

ちょっとお答えがしにくいところかもしれません。ちょっと調べておいてください。わかりますか。

事務局：いや、また法的な部分も含めて確認いたします。

会長：はい。また事務局の方でちょっと情報共有しておいてください。

その他いかがでございましょうか。はい、お手が挙がりました。はい、お願いいたします。

H委員：区内全ての人々が取組む考え方の中の2番のヘルプマーク、ヘルプカードっていうところがあるんですけど、うちの息子は車椅子なので、見るからに障害があるなっていうのがわかるんですけど、ここら辺の内部障害とかいろんな障害の方がいらっしゃって、どの程度区内で使われてるんでしょうか。区で配布されてるのは多分ヘルプカードの方だと思うんですけど、首にかけるようなのをだいたい前に障害がある方に配布されて、中にいろいろ書き込めるようになってるんですけど、それをどの程度ちゃんと活用できてるのかなと。東京都のヘルプマークは赤いので、カバンにちょっとつけたりするとすぐ目立ってわかるんで、この方は障害があるんだなって言う感じで電車の中で配慮ができるんですけど、区内の多分ヘルプカードを首に下げるようにはできてるんですけど、そこら辺の活用状況とか、せっかく区で作っていただいたんですけど、どの程度かなってちょっと今見て気になったので、ちょっとお話をさせていただきました。

会長：はい。こちら事務局いかがでございましょうか。

I委員：ヘルプカードについては周囲の方が障害と気づいて、何らかの支援が必要な人たちの存在に配慮していただくってことでやってるんですけども、確かにどのような障害があるのか具体的にどのような手助けが必要なかっていうところについてのなかなか情報が伝わりづらいってところがありますので、その辺は以前ちょっと指摘されたこともありますのでちょっとどんな工夫ができるかっていうのは、持ち帰って検討してみたいなというふうに思っております。

会長：今ご質問の中で、東京都のヘルプカードですね。それと、首にかけるというお話がございましたが、これは別のものが区ではあるんですか。その点については、どういう違いがあるのか含めて運用されて

るのか。

I 委員：すみません、今回のところまでちょっと把握しきれていないのでちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。また次回以降ちょっと違い等が明確になるようにお示しはしたいというふうに思います。

会長：はい、ありがとうございます。こういうね、ヘルプカードは、障害を知っていただく、またそれに対して実際にフォローアップ、一緒になって支えることができるその気づきの発端になるものですから、共通型で広がっていることは間違いないんですが、私は区のものも存じ上げてなかったもので、どういう基本的な運用になっているのか含めて、その辺事務局今ご説明ございましたように共有していただいて、どういう方に配布されているのか、またどういう場面で活用するように想定されたものなのかその辺ちょっと丁寧に調べておいていただけますようお願いいたします。よろしゅうございますかね。それではその他いかがでございましょうか。はい、お手が挙がりました。はい、お願いいたします。

J 委員：まち歩きにも私も参加させていただきまして、町も実際歩いて検証しまして、私の団体はみんな子連れが、まだ多いネットワークでして、私も自身の子供がまだ幼稚園児でかつ双子ですので、今、年長の双子を育てている状況で、ベビーカーは今もう卒業しましたけど、2人乗りの大きいベビーカーを持って移動してました。今は自転車に前後に双子を乗せて走ることが結構多いんです。ギリギリなんですもん、一応前にはもう体重制限もありますし、あの前後に2人を乗せて運ぶのはもう今は止めてるんですけども、そこそこ重い子供を自転車に乗せて走行すると非常に危険なので私は今はやめたんですが、やはり段差がすごく響くんですね。まだ子供が小さいと、そんなに気にはならないかもしれないんですけど、本当5センチ10センチの段差を自転車で越えるときなんかはもう徐行しないと本当に危ない。本当こけこそうになることもすごくあって、今やっぱり世の中のママさんたちみんな自転車で送迎してますが、すごくみんな怖い思いをしています。こけそうになった、実際こけたっていうママたちはすごく多いんですね。それはやっぱり5センチぐらいの段差が歩道の切れ間だったり、ちょっと道を変えるタイミングだったり、随所にやっぱりちょっとした段差がすごく街中には多くて、それがやっぱり気をつけていてもバランスを崩すことになったり、危険を伴うことが多々ありベビーカーで通るときも、やはりその段差を越えるためにベビーカーを持ち上げたり、ベビーカーが揺れることで子供が起きたりっていうふうに、結構街中の5センチ10センチの段差がすごくママたちは怖いというか、敏感っていうところがあって、やっぱりちょっとした段差がもう少しソフトというか、フラットになっていくといいなと思う部分。あとスロープが、そこがスロープになっていたら、スムーズなのになっていう、やっぱり新しい施設は必ずスロープがあったりするんで、そこを探して歩くんですが、やはり日常的に生活していると、そのちょっとした段差だったり、ちょっとしたスロープになりきってないところっていうのがたくさんあるので、そのあたりがやっぱり子供を抱っこして歩くママやベビーカーを押して歩くママ、子乗せ自転車で子供を送迎してるママたちにとっての、やっぱり危険度の高い部分があるので、やはり道路の切れ目だったり、随所にある段差っていうのを少しもっとフラット化していったほうがいいなと思っております。

会長：はい、実際利用されてる中でですね、ご意見といったところで、この辺に関しては私も他の自治体さんのまち歩き点検のときにも出たようなご意見でもあるんですね。自治体には障害者の視点でも、車椅子と視覚障害者といったところで、歩道の最低2センチ、これは最低限という形で運用してるので、2センチは理解できる。それよりも増えてしまう。ここなかなか厄介だよねと。以前整備されていた歩道のマウントアップ型という20センチぐらいの高さのある歩道、この場合には有効幅員が狭いと、どうしてもすり付けが急になってしまうというところで、その関係で緩やかな坂をつけてるところはいいんだけど端の部分のところがどうしても高くなってしまってぶつかってしまう。そしてさらに、最近の自転車はアシスト付きになっているので、そういった面ではとても便利にはなって負担なく動けるんですけども、実際に乗ったときに、そのすり付け部に近いところで踏むと、自分が思ったスピードよりも速く出てしまうので相当スピードが速くなってしまいます。それで衝撃を強く受けてしまうと、そういったような報告があったというところもございます。そういった面では、まち歩きの点検の中にその段差というキーワードね、これももちろん点検の仕方の中にあるんですが、整備の中でフルフラットもしくはセミフラット、バリアフリーの場合にはセミフラットですかね、そちらの方向に構造を改良するといったところでは進んではいますけども、こちらの、また先ほどの道路整備改良自体に合わせていこうっていうふうになってまいりますので、例えばどうしてもお母様たちがお子さんを移動するなか、通学あるいは通園のなかで通行帯などのところでちょっと危ないようなところは、道路管理者さんでペイントをつけていただくとか、一時的なしのぎにはなるかもしれませんが、そういった情報共有みたいな形もね、そのまち歩き点検と別にやった自治体さんのところではそういう対応を今しておりますので、ぜひそういう試みの一つとして見ていただくようなことも事務局でご検討していただくのでもいいかなと思いますね。少しそういった面でお話をさせていただきました。事務局、何か追加でございすか。

F委員：先ほどの横断歩道の渡り方のご質問で、ちょっと手元に私の方で警視庁が発行している自転車のマナーのパンフがあるんですけども、その中に横断歩道を渡る際には歩行者用の信号に従ってくださいという記載がございます。これから推察しますと、やはり歩道上を通るときと同様で、歩行者優先の考え方の中で歩行者の信号に従って自転車で渡っていただく、そういったルールになっているようでございます。

会長：これまたちょっとまた難しいところもございましてね、自転車が2段階右折といった右折の場合にはということで、真っ直ぐ走って行って、それでまた右折のときには違う信号で直進して走っていくと、そういった制度もあるので、全てが歩行者用信号には従ったりはするんですが、歩いて渡らなければいけないか、もしくは乗って通行していいか、これちょっとまた別枠になりますので、その辺を少し先ほどお話があつてちょっと整理していただけるといいかなと思いますね。

その他、いかがでございましょうか。はい、お手が挙がりました。はい、マイクの方お願いできますか。

K委員：8ページのところをちょっとご覧になっていただきまして、右側の乗務員への接客研修の定期的な実施について報告がございましたので、若干ちょっとフォローのお話をさせていただきます。

タクシーセンターではタクシー運転者に対してですね、乗務員さんに対して研修を行うような組織でございます。これは新しくタクシー運転手を目指す方、または現役で今、タクシー運転手をされてる方に対しての研修なんですけども、その授業の中の一環としまして、バリアフリー対応といったこういったテキストを使ってですね、研修を行っているコマがございます。新任研修の方は、3日間の間に20コマの例えばタクシーの運転手さんが法令だとか安全接遇の授業を行っている中で、20コマのうちバリアフリー関係のコマは5コマ設けております。そういった中で様々な視覚障害者の方、聴覚障害者の方、内部障害者の方々の対応を学んでいくっていう授業を行っております。こういった研修を新規の方、現役の方、随時行ってるっていうのが現状の内容でございます。

また、研修を行う講師は、全国福祉輸送サービス協会といった組織がございまして、これは鉄道事業者さん、バス事業者さんの方々も含めて、運送に関わる方々のそういったバリアフリーのそういった授業を行うための講師の資格を取るための研修を受けております。私もその2日間受けました。その上で、実際にその講師の授業を以前行っておりました。こういった内容を行っても、こういった内容が書かれていることは、なかなかやっぱり足りないところもございましょうから、何かございましたらまたタクシーセンターにご意見などをお寄せいただいて、いろいろものをまた内容を加味した授業に反映させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

会長：はい、どうもありがとうございます。

そういったことがね、どんどん展開されていくと、特にタクシーの場合にも、ジャパントクシー等で乗降介助といったところが対応できるようになりましたので、バリアフリーの教育、これ一つ大事なところですので、ぜひよろしく願いいたします。

その他にいかがですか。

事務局：Web会議より、委員の挙手をいただいています。

会長：はい、お願いいたします。

L委員：今日はWebで申し訳ありません。

先ほどから出ている歩道上の自転車なんですけど、私は金町に住んでいますが、自転車マークがついている歩道があるんです。そういうところは車椅子の娘と歩いていて自転車の方が来られたときに、歩くマークの方を歩きなさいと言っていると気づいてくださるので、とてもいいなとずっと子育て中思っていました。ある程度幅のある道路でありますからそういうふうに整備していただくと、いちいち道路標識をご覧になって走ってる方は少ないと思うんですけど、走られる地面の上にマークがあるということは、とても使いやすいと思ったので発言させていただきました。

また、車椅子の駐車場整備してほしいという声は、ここに取り上げられているんですけど、私達介助するものが大変でないようお願いしていることを、バスのバス停を下ろす運転手に対しても、やはり同じように感じますので、バス停の整備はして差し上げてください。どうぞよろしく願いいたします。

会長：はい。情報提供を含めてありがとうございます。事務局の方ただいまの意見、受け止めていただ

ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他いかがでございますか。はい、お手が挙がりました。

D委員：先ほどタクシーの話がありましたが、バリアフリーということで研修のため、いろんなそういうテキストがあるんですね。それを後でぜひ見せてほしいと思うんですがいかがでしょうか。大丈夫ですか。

K委員：はい。

D委員：あともう一つあります。ろう者、聞こえない人の場合はタクシー使う時にまず乗って、行きたいところ、行き先を伝えるときに音声でははっきり伝えることができないので、タクシーのドライバーの方もびっくりされるんですね。そういった方も多いと聞きます。なのでバリアフリーっていうのはどうなのがあるのかぜひ確認してみたいと思います。私聞こえない立場としてぜひ知りたいと思います。行きたい場所を前もって、行きたい場所というのは、寸前でドライバーさんに伝えるとドライバーさんもびっくりしてしまうので、なのでいろんな方法がどういうふうに伝えたらいいのか、そのあたりも今後一緒に考えられたらいいなと思っています。

会長：はい。まさしく今、今回その取り組みの中でも情報の提供の仕方みたいところも事務局のなかでも謳っているところがございますね。交通事業者さんへの伝え方、そういったところも含めて、ぜひまた、そういう情報を共有していただければと思いますのでまた後ほど、ぜひその障害者団体とか、そういったところでどういう形でタクシーの教育をしているか、あるいは鉄道であればサービス介助士さんとかいろんなところが今取り組まれておりますので、そういう方たちがどこまでできるといったところを知るっていうことも障害者の方にとっても大事なことでございます。過度なことはなかなかできないと、逆に言うと、もう無理なお願いになってしまう現状があると、そうすると、やってくれないのというふうになってしまうところで、その辺のところ、意識の共通の相互理解ができないという場面も出てまいりますので、そういった意味で情報共有をぜひ事務局を介して進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

その他、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

はい。それではですね、今いろいろこの方向性考え方という形で、施設・管理、あるいは区民が取り組むことということで、具体的な方向性といったところを少しずつ説明してまいりました。そういった中で、次のステップでどのような形のところに展開していくかっていう話が出てまいります。

(4) 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

会長：次の議題に移らせていただきますが、議題の4番目でございます。(4) 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路についてということで、事務局よりご説明いただいて、また皆様からご意見を承りたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

(事務局 資料2を説明)

会長：はい、どうもありがとうございました。ただいまどういう地域に、またどういう施設をといたところ、選び方といったところについてですね、ご説明いただいたところです。基本的には鉄道駅全てプラスアルファで、隣接区と関連している駅周辺地区も、さらに高齢者等が多いところ、こういったところを選定していきます。さらに施設につきましては、今回まとめられている内容の各施設を繋ぐと、そういった中で特徴的な要素といったところで、今回の最初の振り返りの中でも出てまいりました葛飾区のやはり大きな課題あるいは特徴といったところも踏まえながら、平坦性あるいは地域の問題、あるいは教育の関係とか、その障害といったところを一体で踏み込んでいく。そういった経路の選定をこれから進めていきたいと、そういったところのご説明でございます。

ただいまの説明に関しまして何かご意見、あるいは更にもう少しこの辺の考え方を強調すべきじゃないとか、あるいはこういった施設を組み込んでいいんじゃないかということがございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

具体的にこういった考え方ですのでね、実際にどういった線が引かれてくるのを見ないとなかなか皆様方もね、ここはああしてほしいこうして欲しいっていうのが、ちょっと言いにくいのかなといったところでございますので、おそらくは次の回ぐらいにですね、具体的な方向性としての経路といったところが見えてくるかなといったところでございますが、今回、歩道がない道路、こういったところもある意味経路としての位置づけとして考えていくということなので、その安全性であるとか、あるいは運用の仕方であるとか、そういったところも踏み込んで考えていかなければいけないということで、皆様方に実際の経路が示された段階で、どういう思いが地域の区民としての思いが出てくるかといったところも、次回あたりかなという気はするんですが、現段階で特に何かあれば、ご指摘いただければ結構でございますし、あるいはこのままの、まずは事務局案として取り組ませていただいたこの考え方に基づいて、地域の洗い出しをしてくださいということであればですね、まずはそれをちょっとステップアップでやりたいなというふうに今思っているんですが、いかがでございましょうか。

特によろしゅうございますか。はい。それでは事務局この方向性でですね、おそらく10ヶ所を超えるような地域の生活関連経路の洗い出しになるかと思えます。いっぺんに10ヶ所以上やるのはなかなかハードでございますけれども、ぜひ、よろしくお願いいたします。

(5) 令和6年度 まち歩き調査の予定について

会長：それでは続きまして、これからはまた委員の皆様方、また区民の皆様方にもご協力をいただかなければいけないという問題点、課題抽出に関わるところでございますが、令和6年度のまち歩き調査の予定につきましてですね、事務局より議題の(5)としてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局 資料2を説明)

会長：はい、どうもありがとうございます。9回のまち歩き調査という形で、非常にタイトなスケジュールの中で、皆様方のご協力をいただかないといけないといったところでございます。

先ほど委員のJ委員の方からもですね、まち歩き点検に参加したといった中でやはり気づけたこと、こういったところやっぱり非常に大きな地域の問題という形で出てまいりますので、ぜひこの葛飾区ということでも全て一律の問題ではないので、やっぱり地区ごとにどういう問題を抱えているのかといったところをぜひ丁寧に洗い出してほしいなと思いますので、関係各位の皆様方には、非常にタイトな中でのご協力をお願いという形で、誠に恐縮ではございますが、ぜひよろしくお願ひいたします。

これに関しまして何かご質問あるいはご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。こちらからお願ひするしかないものですので、よろしくお願ひします。4月12日ということでございます。ぜひご協力いただければと思います。

それでは、こちらにつきましては、また事務局の方から取りまとめ状況であるとか、そういったところ、どういう形で実施できるか、4月以降、また具体的なことがわかりましたらまたご紹介いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について

会長：それでは続きまして議題の6番目の方ですね、(6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 資料2を説明)

会長：はい。こちらにつきましてはですね、具体的な取りまとめ、これから展開してまいります。その際に、文言内容、こういったことにつきまして、皆様方に確認をしていただくというようなお願ひもさせていただくことになるかなと思います。そういった中で、一つ全体像が抜けない形っていうのを目次構成、それを示していただいたというところでございますので、今日、具体的にこの内容がどうこうということではございませんので、またぜひ皆様方には、出来ました報告書の取りまとめに対して、ご協力をぜひよろしくお願ひいたします、といったところでございます。ただ何かこちらについての項目として漏れがありそうだよということであれば伺いたいと思いますが、特に、よろしゅうございますか。

はい、それではですね、こちらにつきましてはまだこれから具体的に調査が、9か所もこれから、年度明け後でございますので、そういったものから出てきた課題あるいは意見含めてということで、具体的な促進地区ごとの問題点、課題と改善課題、こういったところの取りまとめが、具体的な方向性として出てまいりますので、こちらについてご協議いただくという形にさせていただきたいと思います。

それでは本日、検討した議題としては以上でございます。

それでは、以上で議事は終了でございます。傍聴していただいた方は以上で終了となりますので、ご退出の方をお願いしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

(傍聴者 退室)

3. その他

会長：それでは、その他というところに移らせていただきたいと思います。事務局から連絡事項ございま

したら、よろしく願いいたします。

事務局：はい。今日は長時間どうもありがとうございました。

最後にお手元の資料一番最後に、付いておりますクリップ止めの事務局からの連絡事項というA4 2枚のものですが、ちょっとご覧いただきたいと思います。

2点ほど書いてございまして、1点目でございますけれども、人事異動などに伴う委員の交代ということで、まもなく4月となるということで新年度、人の入れ替えがあるというふうに想定できますので、もしですね委員様、人事異動等で交代なさるという場合には、速やかに事務局まで、ご連絡をいただければというふうに考えてございます。

今回の新年度の第1回目の策定協議会におきまして、改めて委任状をですね用意したいというふうに考えてございます。

それから2点目でございますけれども、移動等円滑化促進方針の検討に関するご意見ご質問についてということでございます。今日のお話の中にありました通り、策定協議会終わって家にいて、やっぱりこんなことをどうだったんだろうっていうようなお気づきがたくさんあるかと思えます。そうした場合にはですね、2枚目におつけておりますけれども、一応アンケート用紙というふうに名前はしてありますけれども、こちらの方にですね皆さんのご意見やそれから気づいた点などをですね書いていただきまして、事務局の方に送っていただきたいと思えます。

できればですね事前に送っていただけますと、先ほど答えられなかったような法的根拠であるとか、それぞれの立場での考え方みたいなものも整理した上で、この協議会の場でご提供して皆さんで共有して議論ができるというふうに考えておりますので、できる限り送っていただければというふうに考えてございます。

ちょっと長くなりますけれども、事務局といたしましては、本日ご協議いただきました特に7ページにつきましてですね、重要であるというふうに考えてございます。これから個々の街をどうしていくかっていう具体的な部分もございまして、少なくとも葛飾区としましては、個々の街の具体的なものを決める前に、葛飾区全体で取り組む考え方というのをしっかり区民全員がですね、あるいは近くにいらっしゃる方全員が共有するというのが大事だというふうに思っております。そういう意味ではですね、特に心のバリアフリーという部分においては、ちょっと今日、あまり議論がなされなかった部分もございまして、特に段差とかですねそういうハードの部分、やはり気になると思えますけれども、そういうハードの部分がですね、なかなか解消できないという現実もですね、その心のバリアフリーというのが一つ解決の糸口になるのではないかなというふうに我々も考えてございますので、この心のバリアフリーというところもですね、ちょっと気にしていただきながらですね、皆さんのご意見をですね、たくさんいただければと思えます。

この後説明しますが、次回9月ということになりますけれども、少し時間が空きますので、この間にですね、いろいろと考えていただきまして、少なくとも全区で取り組むべき、葛飾のスタンダードといいますか、バリアフリーの水準といいますか、そういうものをですね、まず確固たるものを作った上で、個々の街をどうしていくかというところに進んでいきたいなというふうに思っておりますので、ご意見の方たくさんお出しいただけるとありがたいと思えます。

繰り返しになりますが、次回の開催は9月を予定してございますので、また詳細が決まりました

ら改めて、ご案内させていただきたいと思います。以上でございます。

会長：はい、どうもありがとうございました。事務局より、このこれから9月までの取り組みの内容、それから皆様方に少しこれから心のバリアフリー、こういったところを重点的にといった声もといったところでも願いもございましたが、何かただいまの事務局のご説明に対しましてご質問等ございますか。

よろしゅうございますか。それでは先ほどございましたエレベーターの耳マークのようにですね、やはり新たなものがどんどんやはり新しいもの動いてまいります。ぜひいろいろな事業者さんが、もちろん入られておりますので、こういった取り組みがあるよとか、また東日本と西日本といったところでは、また運用の仕方が若干違ったりしてですね、それぞれのところの施設運用の考え方も若干違うといったところもございます。そういったところで、逆に西でやってるものが東へとかですね、そのまた逆のパターンもございますので、そういった面ではいろいろなその情報共有をこの場でできるとまたいいものどんどん取り入れてまいりたいと思いますので、事務局の方にですね、随時、何かお気づきの点、こういう形のものあまりそぐわないかなと思っても結構でございますので、こんなところに気づいたよと言ったところ、先ほどのメモシートを含めてご連絡いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

4. 閉会

会長：それでは、本日の議事、16時30分を予定しておりましたが、今日はちょっと早うございましたね。ちょっと残念な気持ちも残りますが、早く終われる場合は早く終わろうということでございます。本日の策定協議会、以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上